

地域密着型サービス事業所の指定について

●新規指定 小規模多機能型居宅介護事業所一歩

(小規模多機能型居宅介護事業所)

1. 事業所の概要

| | |
|------------|--|
| 指定対象となる事業所 | 小規模多機能型居宅介護事業所一歩 |
| 事業所所在地 | 草津市矢橋町155番地1 |
| 指定申請者 | 草津市矢橋町155番地4 特定非営利活動法人ケアステーション一歩 理事長 小西 峰生 |
| 併設事業所 | 通所介護事業所、有料老人ホーム |

2. 事業の目的・運営方針等について

| | | |
|---------|--|---------------------------------------|
| 事業の目的 | <p>特定非営利活動法人ケアステーション一歩が開設する、小規模多機能型居宅介護事業所一歩（以下「事業所」という）が行う、指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業（以下「事業」という）は、「通い」を中心として、要支援者や要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊り」を組み合わせてサービスを提供することで、在宅生活の継続を支援する。</p> | |
| 運営方針 | <p>①事業の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。</p> <p>②要介護者等に対して、その居宅において、又は事業所に通わせ若しくは短期間宿泊させ家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じてその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにする。</p> <p>③事業の実施にあたっては、草津市、地域の保健・医療・福祉サービス機関等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。</p> | |
| サービスの内容 | 通いサービス | 事業所において、食事や入浴排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。 |
| | 訪問サービス | 利用者の自宅に訪問し、食事や入浴排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。 |

| | | |
|------------|--------|---|
| | 宿泊サービス | 利用者の要望に応じて、事業所に宿泊していただき、食事や入浴排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。 |
| 営業日および営業時間 | 営業日 | 365日 |
| | 営業時間 | 通いサービス 9:30~16:00 宿泊サービス 16:00~9:30 訪問サービス 24時間 |

3. 市条例の基準と申請された計画との比較

①人員に関する基準

| | | 市条例における基準 | 小規模多機能型居宅介護事業所一歩 | 適否 |
|---------|-----------------------|---|------------------------|----|
| 従業者の人数等 | 日中 | 【通いサービス】 利用者3人に対し1人 (常勤換算方式) | 7人 | ○ |
| | | 【訪問サービス】 1人以上 (常勤換算方式) | 2人 ※上記通いサービスの従業者と兼務 | ○ |
| | 夜間 | 【夜勤職員】 夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上 ※宿泊の利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、夜勤職員を置かないことができる。 | 2人 | ○ |
| | | 【宿直勤務】 1人以上 ※宿泊の利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、宿直職員を置かないことができる。 | 宿直者は緊急時の連絡等対応 | |
| | 従業者のうち常勤職員1名以上 | | 常勤職員 5人 | ○ |
| | 従業者のうち1名以上が看護師または準看護師 | | 看護師 2人(常勤1、非常勤1) | ○ |

| | | | |
|-----|---|---|---|
| | 介護支援専門員 常勤専従（支障なければ兼務可能） | 介護支援専門員 常勤1人 （管理者と兼務） | ○ |
| | （厚生労働大臣の定める研修を修了） | 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修修了 | |
| 管理者 | 常勤専従 （支障なければ兼務可能） | 管理者 常勤1人 （計画作成担当者と兼務） | ○ |
| | 3年以上認知症である者の介護経験を有し、研修を修了した者 （厚生労働大臣の定める研修を修了） | 認知症介護従事経験 3年以上 認知症対応型サービス事業管理者研修修了予定（3/8, 3/9に研修受講予定） 介護支援専門員の資格を所有 | ○ |
| 代表者 | 認知症介護の従事経験 （厚生労働大臣の定める研修を修了） | 併設事業所にて介護支援専門員として勤務 認知症対応型サービス事業開設者研修修了 | ○ |

②設備に関する基準

| | 市条例における基準 | 小規模多機能型居宅介護事業所一步 | 適否 | | | | | | | | |
|--------------------------------------|---|--|----|------|-------------------------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 定員 | 登録定員 29人以下 | 登録定員 29人 | ○ | | | | | | | | |
| | 通いサービス利用定員 （登録定員の1/2から15人まで） ※登録定員が25名を超える場合は下記の利用定員まで | 通いサービス利用定員 18人 | ○ | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人、27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table> | | | 登録定員 | 利用定員 | 26人、27人 | 16人 | 28人 | 17人 | 29人 | 18人 |
| | 登録定員 | | | 利用定員 | | | | | | | |
| 26人、27人 | 16人 | | | | | | | | | | |
| 28人 | 17人 | | | | | | | | | | |
| 29人 | 18人 | | | | | | | | | | |
| 宿泊サービス利用定員 （通いサービス利用定員の1/3から9人まで） | 宿泊サービス利用定員 6人 | ○ | | | | | | | | | |
| 設備・備品 | 居間および食堂 機能を十分に発揮し得る適当な広さ | 54.96㎡ （参考：通いサービスの利用定員15名以上の場合、定員×3㎡ ※18名×3㎡=54㎡） | ○ | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>宿泊室</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個室</td> <td>1人 （利用者の処遇上必要であれば2人）</td> </tr> </tbody> </table> | 宿泊室 | 定員 | 個室 | 1人 （利用者の処遇上必要であれば2人） | 1人×6室 | ○ | | | | |
| | 宿泊室 | 定員 | | | | | | | | | |
| 個室 | 1人 （利用者の処遇上必要であれば2人） | | | | | | | | | | |
| 個室床面積 | 7.43㎡以上 | 7.5㎡以上（6室） | ○ | | | | | | | | |

| | | | | |
|--|------|---------------------------|---|---|
| | 消火設備 | 消防法その他に規定された設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・スプリンクラー ・自動火災報知器 ・火災通報装置、専用電話機 ・消火器 ・誘導灯 ・非常用照明 | ○ |
| | 立地 | 家族や地域住民との交流の機会が確保できる地域に立地 | 住宅地に隣接して立地 矢橋町町内会加入済 | ○ |

③運営に関する基準

| | 市条例における基準 | 小規模多機能型居宅介護事業所一歩 | 適否 |
|----|---------------|---------------------------|----|
| 1 | 運営推進会議の設置 | 運営規定第12条に明記 重要事項説明書に明記 | ○ |
| 2 | 運営規定の作成 | 作成済 | ○ |
| 3 | 重要事項説明書の作成 | 作成済 | ○ |
| 4 | 利用者の心身の状況等の把握 | 運営規定第8条に明記 | ○ |
| 5 | サービスの提供の記録 | 運営規定第8条および第22条に明記 | ○ |
| 6 | 利用料等の説明 | 運営規定第9条に明記 重要事項説明書に明記 | ○ |
| 7 | 介護の基本方針の設定 | 運営規定第2条に明記 | ○ |
| 8 | 勤務体制の確保 | 運営規定第4条に明記 重要事項説明書に明記 | ○ |
| 9 | 苦情処理体制の確保 | 運営規定第20条に明記 重要事項説明書に明記 | ○ |
| 10 | 事故発生時の対応 | 運営規定第15条に明記 重要事項説明書に明記 | ○ |
| 11 | 非常災害対策 | 運営規定第17条に明記 重要事項説明書に明記 | ○ |